

誘客宣伝支援事業補助金交付要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格や原材料価格の高騰の影響を受けている市内事業者の消費喚起による地域経済の回復に向けた誘客宣伝の取組に対し支援を行う。

2 補助対象者

市内に本社・本店のある事業者で、飲食業・宿泊業等、誘客を行っている施設事業者（旅行業事業者、交通事業者含む）及びそれらの事業者によって構成される団体

①事業者：ホテル、旅館、飲食店、お土産品の小売店、観光施設などの事業者

②団体：旅館組合、民宿協会、商店街、観光協会、同業種組合など

3 補助対象経費

市内外へ情報発信するための誘客宣伝（物価高騰に係る適正な価格転嫁を実施している旨の告知を含む。）の取組に要する経費。

（例）

インターネット（SNS等）、テレビ、ラジオによる広告宣伝費
パンフレット、リーフレット、ダイレクトメール制作費とその発送に係る経費
チラシの作成と新聞折込に係る経費
ホームページ制作費（改修費含む）
PR動画・CM動画制作費
来客者へ配布するノベルティ制作費 など

4 補助対象期間

令和5年1月24日（火）から令和5年3月12日（日）までの間に実施したもの

5 補助額

補助対象経費の2分の1の額（上限 ①事業者10万円 ②団体 20万円）

※1,000円未満は切り捨て、消費税対象外。

6 補助回数

1事業者につき1回限り

※団体で申請した構成員事業者であっても、事業者として申請は可能とする。

7 申請期間

令和5年1月24日（火）から令和5年2月28日（火）まで

8 提出書類

（1）申請時（事業実施前）

ア 補助金等交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 補助対象経費の内容が分かる見積書の写し

オ （団体・組合の場合）規約・会則等の写し

カ 振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

(2) 実績報告時（事業実施後）

- ア 実績報告書
- イ 収支決算書
- ウ 補助事業等の対象事業費の証拠書類（契約書・受領書等の写し）
- エ 実施した誘客宣伝の内容が分かるもの

9 実績報告・補助金の交付

令和5年3月15日（水）までに実績報告書を提出してください。
実績報告書受理・審査終了後、指定の口座に振り込みます。

10 提出方法

下記の提出先に郵送または持参でご提出ください。

【提出先】〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5
糸魚川市商工観光課交流観光係
※郵送の場合、封筒表に「誘客宣伝補助金申請書 在中」と記載
してください。

11 問合せ・担当

糸魚川市産業部商工観光課交流観光係 担当者：河南厚宏
電話番号：025-552-1511（内線 2321） FAX 番号：025-552-7372

12 その他

この要領に定めのない事項は、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年3月19日規則第50号）
によるものとします。